

## 福島市農業施設長寿命化・防災減災事業 補助金交付要綱

### (目的)

第1条 近年、施設の老朽化の進行や災害リスクが高まっていく中で、農業の持続的な発展には、農業生産活動が安心して行われることが重要である。

農業生産活動の基盤となる農業施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮していくことが大切であり、適時に適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施することによって、農地や農業施設を健全な状態に保つことが必要である。

このため、農業施設の長寿命化を図るほか、労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組により農業の持続的な発展を図る。

### (補助事業の内容)

第2条 補助事業は、次に掲げる対策を行うものとする。

#### (1) 長寿命化対策

長寿命化対策に資する農業施設の改修等

- ① 農業施設改修(水路、U字溝設置、水路橋、蓋、ポンプ、安全柵、柵、水門、農道、ため池堤体、斜樋、洪水吐、底樋、井戸、その他農業施設に附随するもの)
- ② 浚渫(水路、水路橋、柵、水門、ため池等)
- ③ 農業施設改修に必要な測量・調査等(上記①、②の実施に必要なもの)
- ④ 農業施設の漏水調査・耐震性調査・点検等
- ⑤ その他市長が必要と認めたもの

#### (2) 自然災害等対策

自然災害等により被害が発生するおそれのある農業施設の改修等

- ① 農業施設改修(水路、U字溝設置、水路橋、蓋、ポンプ、安全柵、柵、水門、農道、ため池堤体、斜樋、洪水吐、底樋、井戸、その他農業施設に附随するもの)
- ② 土砂災害、湛水防止
- ③ 浚渫(水路、水路橋、柵、水門、ため池等)
- ④ 農業施設改修に必要な測量・調査等(上記①、②の実施に必要なもの)
- ⑤ 農業施設の漏水調査・耐震性調査・点検等
- ⑥ その他市長が必要と認めたもの

### (補助事業の実施区域)

第3条 補助事業の実施区域は福島市内全域とする。なお、事業実施主体の所在地については福島市内に住所を有するものとする。

### (事業実施主体)

第4条 補助事業の実施にあたっては、次に掲げるものを事業実施主体とする。

- (1) 土地改良区
- (2) 水利組合
- (3) その他市長が認めたもの

(実施要件)

第5条 補助事業の実施にあたっては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助事業の事業費の合計が 200 万円以下となること。
- (2) 補助事業受益農業者数が3戸以上であること(ただし、施設の廃止や撤去等を行う場合は除く。)
- (3) 補助事業の事業期間が補助金の交付決定をした年度の属する3月末日以内であること。
- (4) 農業施設の維持管理計画を策定し、計画的な改修等を行うこと。
- (5) 市税等の滞納が無いこと。
- (6) 国・県・市等の補助事業等と重複していないこと。

(補助額)

第6条 市長は、予算の範囲内で補助事業に要する経費の 1/3 以内の額で事業実施主体に補助するものとする。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助事業を実施する1ヶ月前までに事業事前協議書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 事業概要書(第3号様式)
- (2) 事業実施箇所図
- (3) 受益農地区域図
- (4) 工事費等見積書
- (5) 農業施設維持管理計画書
- (6) 法人登記簿(任意団体の場合は規約)
- (7) 法人登記されている場合は役員名簿(任意団体の場合は会員名簿)
- (8) 暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、事前協議があったときは、その内容を審査し、内容を適正と認めた場合は速やかに事前協議承認通知書(第2号様式)により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第8条 前条により承認を受けた事業実施主体は、補助金交付申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(第6号様式)
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、内容を適正と認め補助金の交付を決定したときは速やかに補助金交付決定通知書(第7号様式)により事業実施主体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の申請をした事業実施主体は、前条の規定による決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の

決定通知を受領した日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

#### (補助金の交付の条件)

第11条 市長は、事業実施主体が取得財産等を市長の許可なく処分(補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供する処分その他の処分)することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることができる。

#### (補助事業の変更)

第12条 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分、事業期間の変更をしようとする場合においては、変更申請書(第8号様式)を速やかに提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、変更申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、変更承認通知書(第9号様式)を事業実施主体に通知するものとする。

#### (補助事業の中止・廃止)

第13条 事業実施主体が補助事業の中止・廃止を行う場合は、中止(廃止)申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、中止(廃止)申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、中止(廃止)承認通知書(第11号様式)を事業実施主体に通知するものとする。

#### (着手)

第14条 第9条の規定により交付の決定を受けた事業実施主体は、補助事業を着手したときは速やかに着手届(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

#### (完了及び実績報告等)

第15条 補助事業が完了したときは速やかに完了届(第13号様式)を市長に提出するとともに、事業完了の日から30日以内に実績報告書(第14号様式)及び収支決算書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

#### (確定通知)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定して速やかに補助金額確定通知書(第16号様式)により当該報告をした事業実施主体に通知するものとする。

#### (交付請求)

第17条 前条の規定により確定通知を受けた事業実施主体は、補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに補助金交付請求書(第17号様式)により市長に請求しなければならない。

#### (交付決定の取消し)

第18条 市長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、第16条の規定による補助金の額の確定があった後においても

適用があるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、補助事業に関し補助金の交付の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示若しくは命令に従わなかったとき。

#### (補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### (状況報告又は調査)

第20条 市長は、必要に応じ、補助事業の遂行について事業実施主体から報告を求め、又は調査をすることができ。

#### (補助事業の遂行の指示等)

第21条 市長は、事業実施主体の報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、事業実施主体が前項の規定による指示に従わなかったときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

#### (その他)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。